

令和元・2年度松江市学校給食用物資納入指定業者募集要項

公益財団法人松江市学校給食会

令和元・2年度において、公益財団法人松江市学校給食会が発注する松江市学校給食用食材物資の納入指定業者に登録を希望する業者を下記のとおり募集します。

記

1. 購入物資

生鮮野菜・果物等、もやし、こんにゃく、きのこ類（しめじ・えのき・しいたけ等）調味料類（醤油・酢・みそ・酒類・食塩等）、乾物類、大豆製品（とうふ・揚物等）、食肉及びその加工品、魚介類及びその加工品（練製品等）、鶏卵、油脂類、缶詰類、冷凍食品、牛乳・乳製品類、レトルトパウチ、水煮（筍、きのこ等）、その他

2. 指定登録期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日（2ヶ年度）

3. 応募資格・基準

別添「松江市学校給食用物資納入指定業者登録基準」に適合する業者

4. 応募方法

(1) 提出書類

①必ず提出してもらう書類

	書提出類	適用
ア	学校給食用物資納入指定業者登録申請書	
イ	納税証明書（松江市税に未納税額のないことを証するもの）	※ 任意の団体・グループは、代表者個人のもの ※ 松江市に納税義務がない場合は、納税義務のある市町村のもの
ウ	平面図（店舗、工場、倉庫、冷蔵設備等）	手書きでも可 前回登録時に提出したものと変更がない場合は不要

②該当する場合に提出してもらう書類

	書提出類	提出者	適用
エ	定款	法人	前回登録時に提出したものと変更がない場合は不要
オ	営業許可証（写）	食品衛生法施行令第35条に規定する業者	
カ	食品衛生監視票（写）	食品製造業、食肉・魚介類加工業者	申込締切日の前、半年以内に所管の保健所が発行したもの
キ	その他	理事長が必要と認めた場合に必要とする書類等	

(2) 申込期間

平成 30 年 12 月 12 日 (水) ～ 平成 31 年 1 月 11 日 (金) (当日消印有効)

5. 追加登録

平成 31 年 4 月 1 日以降、上記指定登録期間に松江市学校給食用物資納入指定業者の登録を希望する業者は、随時受け付け審査会を開催しますので、松江市学校給食会にご相談ください。

6. 提出・問い合わせ先

〒690-0863 松江市比津町 2 4 1 番地 3 (松江市立西学校給食センター内)

公益財団法人松江市学校給食会 (担当 樋原・上代)

電話 21-5633 FAX 55-8015

HP アドレス <http://www.mgk.or.jp/>

(内部用)

1. 本登録制度の基本的考え方

- (1) 公益財団法人にふさわしい、公正、厳正な事務処理を行い、一層の安心・安全な学校給食用物資を調達することを目標とする。
- (2) 指定業者の活用の向上と競争性の強化を図る。
- (3) 提出書類の「定款」「平面図」については、現行登録業者で変更のない場合は、省略するものとする。
- (4) 「食品衛生監視票」の受付要件は、登録基準（5－（2）－①）に基づき、80点以上であることを要する。80点未満で提出された場合は、不備事項を改善し再度提出を求めるものとする。

2. 周知方法

- (1) 平成 29・30 年度登録指定業者に募集案内及び申請書等の関係書類を送付する。
- (2) 「市報松江」平成 30 年 12 月号及び給食会ホームページに募集記事を掲載する。
(ホームページには申請書も掲載)
- (3) 「申請書」を各給食センターに備え置く。(1部)

3. 登録の決定手続き

- (1) 平成 31 年 1 月下旬～2 月中旬に、開催予定の「学校給食用物資納入指定業者登録審査会」において審査を行い、登録可とした業者を理事長決裁により決定する。
- (2) 登録が決定した業者に対して、平成 31 年 3 月中旬に「決定通知書」及び「覚書」様式を送付する。

4. その他

- (1) 年度の中途において登録を希望する業者がある場合は、随時「給食用物資納入業者登録申請書」を受け付けし審査を行い登録の可否を決定する。
- (2) 登録年度中途において、「営業許可書」の有効期間が終了する場合は、更新後の「営業許可書（写）」を提出させるものとする。